

善監委告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果に関する報告及び意見を同条第9項及び第10項の規定に基づき公表します。

平成29年2月28日

善通寺市監査委員 藤岡博文

善通寺市監査委員 内田 等

平成28年度定期監査の結果について(後期分)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第9項及び第10項の規定に基づき、次のとおり報告する。

なお、この監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

記

1 監査内容

平成27年度及び平成28年4月1日から同年12月31日までに執行した財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に則してなされているかについて監査した。

2 監査の対象

部 名 等	課 名 等
総 務 部	秘書課, 政策課, 総務課, 防災管理課
市 民 生 活 部	市民課, 税務課, 人権課, 債権管理課
保 健 福 祉 部	保健課, 社会福祉課, 子ども課, 高齢者課
産 業 振 興 部	農林課, 商工観光課, 営業課
都 市 整 備 部	土木都市計画課, 建築住宅課, 上下水道課
委 員 会 等	会計課, 議会事務局, 選挙管理委員会, 公平委員会, 農業委員会

3 監査の期間

平成 29 年 1 月 26 日（木）から同年 2 月 6 日（月）まで

4 監査の方法

今回の監査は、定期監査であるので、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理についての合法性、正確性、効率性等に主眼を置き、行政監査的観点も加味して実施した。

監査に当たっては、対象部課から、それぞれ関係書類の提出を求めるとともに説明を聴取して実施した。一部関係部課においては、施設、備品管理等現地監査を行った。

なお、個々の出納については、毎月の例月出納検査において検査しているので省略した。

5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、関係諸帳簿、証拠書類等の照合等により監査したところ、全般的に概ね適正であった。

比較的軽微な事項については、その都度、関係各課に注意を行い、記載を省略しているが、改善検討を要する事項は、次のとおりである。

今後とも一層の厳正かつ適正な事務事業の執行に留意されたい。

個別指摘事項

(秘書課)

技術系職員の採用試験について

土木職員、建築職員採用試験の 1 次試験合格者は、土木職員 2 人と建築職員 1 人がともに 2 次試験を受験していない状況であった。特に、建築職員は 2 年続けて採用が 0 人になる見込みである。厳しい職員採用を確実なものとするために、今後、事務職員の種々の採用試験も参考にしながら対策を検討されたい。

(総務課)

① 電気工作物保安管理業務の委託契約について

従来、市は、経済産業大臣が指定する法人でなければ委託することができなかった電気工作物保安管理業務について、平成 15 年 7 月の電気事業法施行規則の改正により、一定の要件を満たす民間法人に対しても、委託が可能となった。

今後は、指名競争等も視野にいれて対処されたい。

② 保安林について

1 か所の保安林が普通財産に記載されているので、今後、行政財産として記載されたい。

③ 山林等の部落有財産について

いくつかの山林等に、明治時代及びその後の町村合併に伴う部落有財産が、市有財産として決算書に記載されている。これらは、現在も、市有財産ではなく、部落有財産であるので、別途、部落有財産簿を作成し、決算書に対しても改善されるよう検討されたい。

④ 土地の賃貸借契約書及びシステムの保守契約書の自動更新について

土地の賃貸借契約書及びシステムの保守契約書に、「自動更新条項」があり、地方自治法 232 条の 3 で「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定されており、いわゆる自動更新条項を設けることができないことになっている。次回の契約更新には賃借料の見直しも含めて相手方と協議し、契約を締結されたい。

(保健課)

返還金等の相続人による申請書様式等について

国民健康保険及び後期高齢者医療の返還金等は、相続人により申請が種々の様式でなされている。いずれの様式も、事後、相続人間にトラブルが生じた場合に、当事者間で解決する文言がない。市がトラブルに関与しない文言を記載した様式又は念書の添付等により、このような事態を回避することを検討されたい。

(土木都市計画課)

① 契約書の支払遅延利息について

土地賃貸借契約書等において、支払遅延利息の条項が「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率」を定める告示（昭和 24 年大蔵省告示 991 号）で定める割合と違えた高い利率の記載がされている。

今後、遅延利息の率については、政府が定めた告示を参考にするなど、検討されたい。

② 土地賃貸借契約書の自動更新について

J R 四国との土地賃貸借契約書に、「自動更新条項」があり、地方自治法第 232 条の 3 で「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定されており、いわゆる自動更新条項を設けることができないことになっている。次回の契約更新には賃借料の見直しも含めて相手方と協議し、契約を締結されたい。

(建築住宅課)

① 返還金等の相続人による申請書様式等について

住宅敷金返還金等は、相続人により申請がなされており、相続人間にトラブルが生じた場合、当事者間で解決する旨の文言がない。市がトラブルに関与しない文言を記載した様式又は念書の添付等により、このような事態を回避することを検討されたい。

② 市営東仙遊町住宅跡地について

平成 28 年度に市営東仙遊町住宅は全て除却され、更地になっている。

そこで、行政財産から普通財産へ変更されたい。

(上下水道課)

契約書の支払遅延利息について

一部の契約書において、支払遅延利息の条項が「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率」を定める告示（昭和 24 年大蔵省告示 991 号）で定める割合と違った高い利率の記載がされている。

今後、遅延利息の率については、政府が定めた告示を参考にするなど、検討されたい。

(公平委員会)

公平委員会に係る例規等について

公平委員会設置条例については、県内 6 市で設置条例を設けて、事案に対処してきている。ところが、本市は、傍聴規則及び聴聞規則が未整備な状況である。特に、傍聴規則については、整備している他の 5 市全てで設けている。

本市においても、その重要性を鑑みて整備することを検討されたい。